

平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.71

2011.8.5

発行：平和憲法・9条をまもる

岩手の会 事務局会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL019-684-2225

FAX019-684-2227

震災復興今だから 平和へのメッセージ

大連立 比例定数の削減の策動を許さない取り組みを

平和憲法・9条をまもる岩手の会呼びかけ人 佐々木 良博（弁護士）

震災後、3月20日に初めて釜石と大槌を訪れました。私の故郷釜石の市街地は被災したビルが連なる廃墟と化し、隣町の大槌の市街地は建物も消滅し焼け野原となっていました。抗いようのない自然の力の物凄さにただ呆然と立ち尽くすだけでした。

戦争によって焦土と化した故郷を眼にした方々も、同じように言葉を失い立ちつくしていたのではないかと思います。しかし、国民は力強く立ち上がり、復興を果たしてきました。その復興を支えたのは、日本国憲法であり、平和主義であったことを否定する人はいないでしょう。

ところが、国民が大震災の復興に懸命に取り組んでいる今、日本国憲法を変え、財界やアメリカが求めている政治を実現するための準備が着々と進められてきています。一つは大連立であり、もう一つは比例定数の削減です。大連立は、自民党も民主党も一党ではとうてい果たすことができなかつた政治課題を強行突破しようとするものですし、比例定数の削減は護憲勢力の議席を大きく後退させるための策動です。財界やアメリカが求めている構造改革、消費税引き上げ、TPP参加、日米同盟の強化、普天間基地の辺野古移転、憲法改悪等を実現するためには、大連立と比例定数削減の強行が不可欠であるからです。

このような策動は絶対に阻止しなければなりません。そのためにも、憲法特に9条が戦後の日本で果たしてきた役割を再確認し、大きな運動のうねりを作りだしていく必要があるように思います。

朝日新聞の歌壇に、次のような句が掲載されていました。

「六二三、八六、八九、八一五、五三に繋げ、我ら今生行く」

沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下、そして終戦を経て私たちは日本国憲法を手に入れました。その後、平和主義に基づく憲法を守り抜いてきたからこそ、現在の日本を築くことができたと喜んでよいと思います。どんなことがあっても憲法を私たちに連なる子どもたちに引き継いでいかなければならない、憲法の重みをかみしめながら、強くそう決意しています。



今月の署名行動



今月は、9日（火）に夕涼み行動と題して、17：00より「大通り野村証券前」で街頭署名行動を行います。時間帯がいつもと違いますので、お間違えの無いようご注意ください。浴衣や甚平・ハッピーなどでの参加も期待していま～す。

～未来ある子どもたちのために 原発よさようなら～



岩手県教職員組合は、7月27日（水）15時半より、岩手教育会館にて「脱原発集会～未来ある子どもたちのために 原発よ さようなら～」を開催しました。

集会の講演では「さようなら原発1000万人集会」の発起人の一人の鎌田慧さんから「原発絶対体制からの



の脱却」と題して講演をしていただきました。「原発推進派の安全性の高い所というのは、人口の少ない所である。過疎化が進むところで、道を作り、道路が整備され、交通が良くなると騙すのだ」といった原発建設までのカラクリを具体的に説明していただきました。

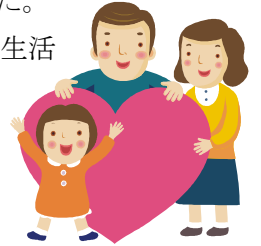
また、後半には原発反対運動に取り組んで建設を阻止した実例も紹介していただきました。原発が建設されたところと原発が建設されなかったところを比較しながら「原発は、民主主義の対極にある。」ということを伝えていただきました。

その後、原発と決別する集会アピールを確認し、大通りにてデモ行進と署名活動を展開しました。参加者数は、予想よりも

少なかったことも含めて、原発のない岩手県で、脱原発を訴えていく難しさを感じました。

しかし、原発をこのまま放置しておき、将来子どもたちに放射能の脅威におびえながら生活させることは許されません。今後も脱原発へ向けて地道に取り組んでいきます。

（岩手県教職員組合 佐藤浩）



👉👉👉 = 日本経団連の「新たな日本」と日本国憲法の「新しい日本」は違う！

去る6月、「東日本大震災復興構想会議」の復興「第一次提言」にある「創造的復興」の言葉に触れて、この発想はどこかで見た気がしました。

それは、震災復興に向けた去る5月の（社）日本経済団体連合会の「新たな日本を創造する総会決議」であり、また4月の全国経済同友会全国セミナーの「新たな国づくり緊急復興アピール」でした。それらの提言は、「復興特区」制定、道州制の導入、消費税を軸とした増税などを提案し、「大会社経済」の新自由主義的な拡大を中心としたものと改めて感じました。これでは、被災者と被災地、「国民」の復興の願いは実現困難なものと思います。

一方、日本国憲法は施行以来、大日本帝国憲法（明治憲法）下の日本とは相違した「新しい日本」をめざしました。それは「主権者は国民」、「再び戦争の惨禍が起こらないようにする、また、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する国民の平和的発展」をめざす国です。これは右肩上がりで行われてきたとは限りませんが、日本経団連の「新たな日本」などとは全く違い、「国民一人ひとりの尊重と発展、それに貢献する経済」を想定したものです。日本国憲法のめざす日本こそ、東日本大震災・原発災害から「国民」が復興できるし、そのような復興であるべきだと思います。

また、9条の会の活動も被災者と被災地、国民が「恐怖と欠乏」に間違っても陥ることのないよう、その思いを寄せるべきだと思います。

（事務局）